

台風15号で被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。

台風15号で被害を受けた地域に災害救助法が適用されました。弊社では当該地域でご契約をいただいている皆様を対象に、下記の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社代理店または弊社担当窓口までお申し出ください。

記

1. 特別措置の内容

(1) 契約の継続手続き

下記3記載の地域につきましては、災害救助法が適用された日から、2ヵ月以内に満期日をむかえるご契約につき、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヵ月以内に継続手続きをいただければ、満期日に契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

(2) 保険料の払込等の猶予

災害救助法が適用された日から、2ヵ月以内にお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヵ月を限度にその払込を延期することができます。

台風15号に関しましては、適用日は9月9日、猶予期日は、11月9日となります。

3. 適用地域【千葉県】

No	地域名
1	千葉市（ちばし）中央区（ちゅうおうく）
2	千葉市（ちばし）花見川区（はなみがわく）
3	千葉市（ちばし）稲毛区（いなげく）
4	千葉市（ちばし）若葉区（わかばく）
5	千葉市（ちばし）緑区（みどりく）
6	銚子市（ちょうしし）
7	館山市（たてやまし）
8	木更津市（きさらづし）
9	茂原市（もばらし）
10	成田市（なりたし）
11	佐倉市（さくらし）
12	東金市（とうがねし）
13	旭市（あさひし）
14	勝浦市（かつうらし）
15	市原市（いちはらし）
16	鴨川市（かもがわし）
17	君津市（きみつし）
18	富津市（ふつつし）
19	四街道市（よつかいどうし）
20	袖ヶ浦市（そでがうらし）
21	八街市（やちまたし）
22	印西市（いんざいし）
23	富里市（とみさとし）
24	南房総市（みなみぼうそうし）

25	匝瑳市 (そうさし)
26	香取市 (かとりし)
27	山武市 (さんむし)
28	いすみ市 (いすみし)
29	大網白里市 (おおあみしらさとし)
30	印旛郡酒々井町 (いんぱぐんしすいまち)
31	印旛郡栄町 (いんぱぐんさかえまち)
32	香取郡神崎町 (かとりぐんこうざきまち)
33	香取郡多古町 (かとりぐんたこまち)
34	香取郡東庄町 (かとりぐんとうのしょうまち)
35	山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅうくりまち)
36	山武郡芝山町 (さんぶぐんしばやままち)
37	山武郡横芝光町 (さんぶぐんよこしばひかりまち)
38	長生郡一宮町 (ちょうせいぐんいちのみやまち)
39	長生郡睦沢町 (ちょうせいぐんむつざわまち)
40	長生郡長生村 (ちょうせいぐんちょうせいむら)
41	長生郡白子町 (ちょうせいぐんしらこまち)
42	長生郡長柄町 (ちょうせいぐんながらまち)
43	長生郡長南町 (ちょうせいぐんちょうなんまち)
44	夷隅郡大多喜町 (いすみぐんおおたきまち)
45	安房郡鋸南町 (あわぐんきよなんまち)

4. 適用の理由 (被害の状況等)

2019年台風第15号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。(災害救助法施行令第1条第1項第4号適用)

5. 連絡先

日本支社 03-5511-6565 (代)	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 日比谷U-1ビル8F
大阪営業部 06-6245-5447	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル7F